

令和4年10月1日より選定療養費が改定となります

当院の外来診療は『完全予約制』となっており、原則、紹介状をご持参いただいた方のみの受診となっておりますが、やむを得ず紹介状なしで受診となる場合、選定療養費を徴収する病院となっております。

今般、外来機能の明確化及び病院間の連携を推進するとの国の方針に伴い、令和4年10月1日より、下記のとおり選定療養費が改定となりますのでお知らせいたします。

初診時	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
	5,500円(税込)	▶ 7,700円(税込)
	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・診療科ごとに他の病院又は診療所からの紹介状を持参せず に受診される場合 ・当院通院中の診療科から紹介状による院内紹介ではなく、 他の診療科を初診で受診される場合

※従来は、他の診療科を受診している患者さまは、徴収免除となっておりますが、改定により、はじめて受診される診療科ごとに紹介状を持参していなければご負担いただくこととなります。

再診時	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
	2,750円(税込)	▶ 3,300円(税込)
	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が安定し、当院より他の医療機関へ紹介状による逆紹介 をする旨の申し出をしたにも関わらず、患者さまのご希望によ り、引き続き当院を受診される場合。 ※他の診療科を継続通院中の場合も含む ※院内紹介受診は除く

※当院は症状安定後の『かかりつけ医』への紹介を推奨しております。逆紹介後は、かかりつけ医と相談の上、再び専門的な治療が必要となった場合は、改めて紹介状をご持参の上、当院へお越しください。

【徴収の対象とならない場合】

- ・救急車で来院されるなど緊急受診の場合
- ・外来受診後、そのまま入院した場合
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・労災、公務災害、交通事故にて受診する場合
- ・特定疾患または生活保護など各種公費負担制度を受給されている方
- ・その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合